

広島県告示第千二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和五年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和五年十一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次美土里線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町原田字原山一三〇五六番一 地先から 安芸高田市高宮町原田字原山一三〇五二番一 地先まで		一一・四〇 一七・八〇		七一・〇〇	
	一五・〇〇 二〇・八〇			七一・〇〇	拡幅